

社団法人 那覇市観光協会 那覇まちま〜い事務所

「那覇まちま〜い」ウェブサイト 広告掲載要綱

第1条 <趣旨>この要綱は社団法人那覇市観光協会 那覇まちま〜い事務所（以下「那覇まちま〜い事務所」と表記する）が運営・管理する那覇の観光ガイド案内ウェブサイト「那覇まちま〜い」への広告掲載に関して、掲載の許可を受けた者（以下「広告主」と表記する）との必要な事項を定めるものである。また、広告は「那覇まちま〜い」公式 Web サイト（契約枠）に掲載するものとし、広告を掲載する位置及び掲載に関する決定は那覇まちま〜い事務所がその権利を有し、定めるものとする。

<掲載の内容>

第2条 「那覇まちま〜い」へ掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告内容及び表現は、それにふさわしい内容でなくてはならない。

第3条 広告は「那覇まちま〜い」に掲載するものとし、広告掲載の位置及び枠数は那覇まちま〜い事務所が別に定めるものとする。

第4条 本要綱に規定するもののほか、個別の基準が必要な場合は那覇まちま〜い事務所が別途基準を作成することができるものとする。

第5条 広告主は以下の項を踏まえ、事業内容が趣旨に沿う内容であることとする。

第1項 沖縄県または那覇市への誘客効果を目的とするもの

第2項 情報提供を通して観光客の利便性を高めることを目的とするもの。

第3項 各観光関連業、施設情報の提供を通して経済波及効果の増大に貢献することを目的とするもの。

第6条 広告主は広告の表示内容について以下の項を留意しなければならない

第1項 広告に関する法令及び各業界の自主規制による広告表示基準を遵守すること

第2項 広告主の名称を明示すること

第3項 誇大表示、不当表示、その他不適切な表現を行わないこと

第4項 第三者の肖像権及び著作権を侵害しないこと

第7条 広告について以下の項は、那覇まちま〜い事務所が別に定めるものとする。

第1項 広告の種類

第2項 広告の規格

第3項 広告の禁止表現

第4項 広告の制限事項

#### <掲載の決定>

第8条 広告の掲載期間についての決定は那覇まちなみ～い事務所と締結する契約のなかで行うものとする。

第9条 複数の申込が同時期にあった場合、契約期間の長いものを優先して選定できるものとする。また、同一条件で申込があった場合は、那覇まちなみ～い事務所にて抽選とする。

第10条 広告掲載を希望する者は、那覇まちなみ～い事務所の指定する「バナー広告申込書」により掲載を申込むものとする。

第11条 那覇まちなみ～い事務所は前記の規定により広告掲載の申込があった場合、那覇まちなみ～い事務所の定める規定に基づき審査し、速やかに承認の可否を申込者に通知するものとする。

第12条 広告主は広告原稿を那覇まちなみ～い事務所の定める規定に基づき作成し、原則として広告掲載開始日から起算して10日前までに、もしくは那覇まちなみ～い事務所の指定した日までに提出するものとする。

第13条 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。しかし那覇まちなみ～い事務所との契約で、広告原稿の作成を那覇まちなみ～い事務所が受けた場合、それにかかる経費は那覇まちなみ～い事務所の負担とする。

第14条 那覇まちなみ～い事務所は、提出された広告原稿の内容が規定に反すると判断した場合、広告主に対して修正を求めることができるものとする。

#### <掲載料金とその納入方法>

第15条 広告掲載に係る料金は、那覇まちなみ～い事務所が別に定める規定によるものとする。

第16条 掲載を決定された広告主は掲載決定の通知受理後、那覇まちなみ～い事務所が指定する期日までに、那覇まちなみ～い事務所の発行する請求書に従って広告掲載料を納入することとする。

第17条 前項の広告掲載料にかかる経費については、広告主が負担するものとする。

#### <広告掲載の取消し>

第18条 那覇まちなみ～い事務所は以下のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取消すことができるものとする。

第1項 第12条の規定により定められた期日までに広告原稿が提出されないとき

第2項 第16条の規定により定められた期日までに広告掲載料が納入されないとき

第3項 広告主が本要綱、及び諸規定に反したとき

第4項 広告主が申込の際に、虚偽、不適切な記載及び申請をしたと認められたとき

第5項 那覇まちなみ～い事務所が広告掲載の継続が困難であると判断したとき

第6項 那覇まちなみ～い事務所が広告主として不適切であると判断したとき

第19条 那覇まちなみ～い事務所は、第18条の規定により、広告掲載を取消した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しないものとする。ただし複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取消しを通知した日の属する翌月以降の月に係る広告掲載料を返還するものとする。

第20条 第19条の規定により還付する広告掲載料には利子を付さないこととする。

#### <広告掲載の取下げ>

第21条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取下げることができることとする。

第1項 広告掲載を取下げるときは掲載の取下げを希望する月の1ヶ月前までに書面にて那覇まちなみ～い事務所に申し出なければならない。

第2項 広告の取下げを1ヶ月前未満で申し出た場合は決定枠にあたる広告料の50%をキャンセル料として那覇まちなみ～い事務所に支払うものとする

第3項 広告掲載後（掲載期間中）の取下げの場合、1日でも掲載した月に関しては広告掲載料を支払わなければならない。

第4項 那覇まちなみ～い事務所は、前項の規定により広告掲載を取下げた場合、既に広告掲載料が納付されている場合、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しないものとする。但し、複数月の広告掲載料が納付されている場合は掲載を取下げる月以降の広告掲載料を返還する。また、その手数料については広告主が負担するものとする。

第5項 前項の規定に基づき還付する広告掲載料には、利子を付さないこととする。

#### <広告掲載料の返還>

第22条 那覇まちなみ～い事務所は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて第15条の規定により定めた広告掲載料に基づき、日割り計算により算出した金額を広告主に返還し、手数料についても那覇まちなみ～い事務所が負担するものとする。但し、当該広告を掲載しなかった期間が1ヶ月につき1日未満の場合は返還しないものとする。

第23条 第22条の規定により還付する広告掲載料には利子を付さないこととする。

第24条 前項の規定に関わらず以下の項にあげる理由により、那覇まちなみ～い事務所が「那覇まちなみ～い」の運営を停止した場合はその広告掲載料を返還しないものとする。

第1項 システム及び電気設備等の定期的なメンテナンスを行う場合

第2項 システム及び電気設備等になんらかの不具合が発生した場合

第3項 システム及び電気設備等に、第三者の介入や犯罪行為等の形跡が認められたとき、その回避のためのメンテナンス、調査等を行う場合

第4項 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

第25条 第24条については那覇まちま〜い事務所は、事前に諸規定に定める方法で広告主に通知する。但し緊急の場合はその限りではないこととする。

#### <広告の変更>

第26条 広告主は広告の掲載期間が複数の月は当該広告の内容を、原則として1ヶ月単位で変更できるものとする。

第1項 広告主は、広告を変更する場合は、那覇まちま〜い事務所へあらかじめ協議するものとし、第12条および第13条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

#### <リンク先の変更>

第27条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して5日前までに那覇まちま〜い事務所に届け出るものとする。

#### <免責>

第28条 那覇まちま〜い事務所は以下のいずれかに該当する場合、一切の責任を負わないものとする。

第1項 広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容及びその他広告掲載に関する全ての事項について、利用者及び第三者が何らかの損害、もしくは不利益を被った場合。

第2項 那覇まちま〜い事務所は「那覇まちま〜い」の情報の正確さ、完全性、有用性、システムの安定稼働などについて何ら保証するものではなく、一切の責任を負わないものとする。

第3項 那覇まちま〜い事務所は、何らかの法的措置により、法的根拠に基づいて情報の開示、システムの一時中断、停止、広告掲載の一時中止、停止を求められた場合、一切の責任を負わないものとする。

#### <広告主の責任>

第29条 広告主は広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容及びその他の広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者に不利益を

与える行為その他の不正な行為を行ってはいけない。

第30条 広告主は、広告掲載により第三者に損害を与えた場合は広告主の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

<協議>

第31条 この要綱に定めない事項について疑義が生じた場合は、那覇まちなみ～い事務所と広告主双方で協議し決定するものとする。

<その他>

第32条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、那覇まちなみ～い事務所が別に定めることとする。

第33条 社団法人 那覇市観光協会 那覇まちなみ～い事務所「那覇まちなみ～い」ウェブサイト  
広告掲載要綱において、特に那覇まちなみ～い事務所が認める場合、この限りではない  
こととする。